

総 第 2 6 4 号
平成 3 1 年 4 月 2 4 日

各私立学校法人理事長 様

島根県総務部総務課長
(私学・県立大学室)

東日本大震災により滅失・損壊をした公益的な施設等の
復旧のための指定寄附金の期間の延長等について (通知)

このことについて、別添のとおり文部科学省大臣官房政策課から通知がありましたのでお知らせいたします。

島根県総務部総務課 私学・県立大学室
TEL : 0 8 5 2 - 2 2 - 5 0 1 7
FAX : 0 8 5 2 - 2 2 - 6 1 6 8
E-mail : shigaku-kendai@pref.shimane.lg.jp